

令和7年度 第3回「ケアマネ勉強会」を開催しました。

8月22日（金）「一般社団法人 愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 理事」中村 敏光 様を講師にお招きし、『ケアマネジメントにおける記録 ～求められる記録のポイント～』をテーマに勉強会を開催しました。

- ①支援経過の記載内容はモニタリングを通じて把握した「利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性」等について記載する。
その際、項目毎に整理して記載するように努める。また「介護支援専門員が、日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題」などを、記録の日付や情報収集の手段（「訪問」（自宅や事業所等の訪問先を記載）、「電話」・「FAX」・「メール」（これらは発信（送信）・受信がわかるように記載）等）とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載する。
- ②ケアプランの軽微な変更の内容について
「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずは モニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。
- ③区分変更申請中にサービス利用を開始する場合のサービス担当者会議の取り扱い
「利用者の状態変化があったから区変した」、この場合サービス担当者会議が必要。介護度が想定通りであれば、認定結果がおりた際の担当者会議は必要ない。また、想定と違った場合も軽微な変更での対応が可能（名古屋市のローカルルールです）。
- ④今後の介護保険改正の動き
財務省が発出している報告書から「ケアマネジメントの利用者負担の導入について」や「要介護 1、2 の地域支援事業に移行へ」の動きがある。

当日は120名のケアマネジャーの方々にご参加いただきました。

